

環境モニタリング調査結果一覧(平成27年度)

(1) 大気汚染調査

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
二酸化窒素 (ppm)	第三保育所	夏	0.013	0.008	0.1~0.2 以下	0.04~0.06 のゾーン又 はそれ以下
		冬	0.040	0.016		
		2季平均	0.040	※ 0.016		
	県道路公社	夏	0.019	0.012		
		冬	0.040	0.021		
		2季平均	0.040	※ 0.021		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
二酸化硫黄 (ppm)	第三保育所	夏	0.007	0.002	0.1以下	0.04以下
		冬	0.001	0.001		
		2季平均	0.007	※ 0.002		
	県道路公社	夏	0.007	0.003		
		冬	0.002	0.002		
		2季平均	0.007	※ 0.003		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	第三保育所	夏	0.022	0.011	0.2以下	0.1以下
		冬	0.056	0.021		
		2季平均	0.056	※ 0.021		
	県道路公社	夏	0.028	0.016		
		冬	0.054	0.017		
		2季平均	0.054	※ 0.017		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	日平均値	評価値
塩化水素 (ppm)	第三保育所	夏	< 0.001	0.02以下
		冬	< 0.001	
		2季平均	< 0.001	
	県道路公社	夏	< 0.001	
		冬	< 0.001	
		2季平均	< 0.001	

測定項目	調査地点	時期	測定値	評価値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	第三保育所	夏	0.028	0.6以下 (年平均値)
		冬	0.045	
		2季平均	0.037	
	県道路公社	夏※	0.033	
			0.038	
		冬	0.056	
	2季平均	0.045		

「※」印は二重測定

○実施時期 夏 : 平成27年7月15日~7月16日

冬 : 平成28年1月7日~1月8日

○「<」は、検出下限値未満

(2) 騒音調査

時間区分		騒音レベル(dB)		規制基準
		総合騒	工場騒	
昼間	10:00～19:00	65～68	47～57	55(50)
夕	19:00～22:00	61～66	44～55	50(45)
夜間	22:00～06:00	45～62	40～49	45(40)
朝	06:00～08:00	61～68	45～48	50(45)
昼間	08:00～10:00	66～68	50～52	55(50)

- 実施日 平成28年1月7日～8日
- 騒音規制法第5条に基づく測定
- 規制基準は、騒音規制法に基づく第二種区域の基準、またカッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

(3) 振動調査

時間区分		振動レベル(dB)	規制基準
昼間	10:00～19:00	28～48	60(55)
夜間	19:00～08:00	22～41	55(50)
昼間	08:00～10:00	26～45	60(55)

- 実施日 平成28年1月7日～8日
- 振動規制法第5条に基づく測定
- 規制基準は振動規制法に基づく第一種区域の基準  
カッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

(4) 悪臭調査

対象項目	調査地点		規制基準
	風上	風下	
アンモニア	< 0.05	< 0.05	—
メチルメルカプタン	< 0.0005	< 0.0005	—
硫化水素	< 0.0005	0.0006	—
硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	—
二硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	—
トリメチルアミン	< 0.0005	< 0.0005	—
アセトアルデヒド	0.0066	0.0059	—
プロピオンアルデヒド	< 0.0005	0.0005	—
ノルマルブチルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソブチルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマルバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソブタノール	< 0.01	< 0.01	—
酢酸エチル	< 0.01	< 0.01	—
メチルイソブチルケトン	< 0.01	< 0.01	—
トルエン	< 0.01	< 0.01	—
スチレン	< 0.01	< 0.01	—
キシレン	< 0.01	< 0.01	—
プロピオン酸	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマル酪酸	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマル吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	—
イソ吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	—
臭気指数(濃度)	< 10	< 10	15

- 実施日 平成27年7月17日
- 「<」は、検出下限値未満
- 悪臭防止法第7条に基づく測定
- 規制基準は、悪臭防止法に基づくA区域の基準